

Ⅲ. 具体的な取組内容

1. 取組方針

本推進プランにおいては、以下の4点を取組方針として、教職員の業務改善に取り組んでいきます。

1

学校運営体制の改善

- ・勤務管理システムの導入
- ・学校閉庁日の設定
- ・定時退勤日の設定
- ・業務改善のフォローアップ

2

学校業務の改善

- ・本庁提出物等の縮減
- ・学校行事の精選や内容の見直し
- ・会議の効率化
- ・家庭訪問等の効果的在り方

3

教育委員会による支援

- ・教職員の健康管理
- ・負担軽減の非常勤職員の配置
- ・スクール・サポート・スタッフの配置の支援
- ・教職員の人材育成

4

部活動の在り方の見直し

- ・部活動の休養日の設定
- ・部活動の活動時間の設定
- ・部活動指導員等の活用
- ・部活動等の調査
- ・休日の部活動の段階的な地域移行

本推進プランの4つの取組方針は、これまで沖縄県教育委員会が実施してきた業務改善の取組や新たな取組等を分類したものです。

これらの4つの方針にもとづき、教職員の働き方改革に取り組んでいきます。

2. スケジュール

本推進プランで示した目標や取組等については、以下に示すスケジュールに沿って進めていきます。各事業や取組の実施にあたっては、その効果と課題の確認のため毎年見直しと改善を行います。また、文部科学省やスポーツ庁等が新たにガイドラインを策定した際にも、その趣旨を反映した取組となるよう見直していきます。

【業務改善等の取組】

| 取組 | 年度 | H30 | R 1 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 |
|--------------------|--------------------------|-----|-------------------|--------------------------|------------------------|------------------|-----------|
| 働き方改革の指針・計画 | 推進プランの策定 | | ● | → | | | |
| | | | 見直し・改定 | | | | |
| 教職員の勤務管理(県立学校) | 勤務管理システムの導入 | | ● | → | | | |
| | | | 平成31年4月から全県立学校で実施 | | | | |
| 長時間勤務の縮減 | 長時間勤務縮減方法の立案 | | ● | → | | | |
| | | | 正確な勤務時間の把握 | H31年度比10%縮減 | H31年度比20%縮減 | 月80時間以上の長時間勤務ゼロ | |
| 学校閉庁日の設定 | 学校閉庁日設定の立案 | | ● | → | | | |
| | | | 周知・実施・検証 | | | | |
| スクール・サポート・スタッフ配置事業 | 配置開始 | ● | → | | | | |
| | | | 実施・検証 | | | | |
| 部活動の在り方見直し | 運動部活動等の在り方に関する方針の策定(県教委) | | ● | → | | | |
| 休日の部活動の段階的な地域移行 | 速やかに市町村教委版の方針を策定 | | | 文化部活動等の在り方に関する方針の策定(県教委) | 部活動等の在り方に関する方針(改定版)等策定 | 速やかに市町村教委版の方針を策定 | 地域部活動推進事業 |
| | | | 教育委員会による実施・検証 | | | | |
| 業務改善等にかかるフォローアップ | 教職員の実態調査 | | ● | → | | | |
| | | | 調査の継続実施・検証 | | | | |
| | 小中学校にかかる業務改善の確認 | | ● | → | | | |
| | | | 市町村教委へのフォローアップ | | | | |

3. 県教育委員会が行う業務改善の取組

1 学校運営体制の改善

➤➤➤ (1) ICT機器を利用した勤務時間の管理（県立学校）

現状と課題

- 県立学校では、平成31年度より勤務管理システムが稼働し、職員一人ひとりの勤務時間を客観的に把握する環境が整備されました。
- 勤務管理システムによって、職員の出退勤時刻をリアルタイムで把握することができ、所属職員の出退勤時刻の集計作業の省略化が図られています。
- 令和4年11月の「教職員の業務の効率化に関するアンケート」で、自身の働き方について「勤務時間を意識している」とした教職員の割合は、県立学校全体で93.1%となっています。勤務管理システムの導入により、勤務時間が見える化され、業務の効率化がさらに進んでいくものと思われます。

業務改善の取組

1 ICカードを利用した出退勤管理



- ICカード又は各職員のパソコンから出退勤打刻をします。
- 各職員のパソコンから年次休暇や特別休暇等の申請を行います。

2 勤務管理システム導入による勤務管理の効率化



- 教職員それぞれの出退勤時刻が客観的に把握できます。
- 休暇等の申請及び承認が電子化され省力化に繋がります。
- 出退勤簿、休暇処理簿等の帳票を出力することができ、勤務管理の効率化が期待できます。

3

業務改善の効果



- 出退勤管理を電子化することにより、以下のような効果が期待できます。
 - ① 長時間勤務の縮減
 - ② 校務能率の向上
 - ③ 教職員の心身の健康保持
- 休暇等の申請を電子化することにより、事務処理の負担を軽減することができます。

市町村立学校教職員の出退勤管理について

労働安全衛生法の改正により、校長や服務監督権者である市町村教育委員会に求められる勤務時間管理の責務が改めて明確化されたことを踏まえ、教職員の時間管理を徹底すること、また、勤務時間管理にあたっては、事務負担が極力かからないよう、服務監督権者である市町村教育委員会は、管理職の目視や職員の自己申告方式ではなく、ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを直ちに構築することが求められています。

また、タイムカードの設置等、教員の勤務時間把握にあたっては、国の「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)」に基づき統合型校務支援システムを整備する際に勤務時間を管理するシステムとの連携や一体的な運用を行うなど、効果的な地方財政措置の活用が考えられます。服務監督権者である市町村教育委員会においては、首長部局とも連携しつつ、環境整備を行う必要があります。

なお、令和4年10月現在で38市町村において、ICカードやタイムカード等を利用した教職員の勤務管理システムが導入されています。未導入の市町村に対しては、客観的な勤務管理が実施されるよう引き続き働きかけてまいります。



(2) 学校閉庁日及びリフレッシュウィークの設定

現状と課題

- 現在、沖縄県教職員業務改善推進委員会による提言の中で、夏季休業中の年次有給休暇や連続した休暇の取得を提言しています。
- 平成28年9月から、公立学校職員の年休起算日を1月から9月に変更して夏季休業中の年次休暇の取得を促進し、教職員の心身の健康増進や家庭生活の充実に努めています。
- 年次有給休暇起算日の変更に伴って、年休取得日数は増加傾向にあります。起算日変更前の平成27年度の平均行使日数が、県立学校13.0日、小中学校12.0日だったのに対し、令和2年9月から令和3年8月の平均行使日数は、県立学校15.3日、小中学校13.1日となっています。
- 令和4年度県教委実施のアンケートによれば、「年次有給休暇を取得しにくい」と回答した職員は県立学校全体で30.2%、小中学校全体で44.7%となっています。
- 引き続き、教職員が連続した休暇を取得しやすい環境を整えることが必要と考えます。
- 令和元年度より学校閉庁日及びリフレッシュウィークを設定しています。令和4年度は、学校閉庁日が、県立学校で100%、小中学校で100%、リフレッシュウィークが、県立学校で98.9%、小中学校で97.6%の実施となっています。

業務改善の取組

1

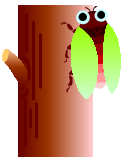
学校閉庁日及びリフレッシュウィークの設定



- 教職員が心身ともに健康でやりがいをもって児童生徒と向き合う環境を整備する取組の一環として学校閉庁日を設定しています。
- 学校閉庁日の期間は、児童生徒が夏季休業中の8月第2週の水・木・金曜日とします。
- 学校閉庁日を含む8月第2週はリフレッシュウィークとします。

2

学校閉庁日の取扱



- 学校閉庁日には、業務や部活動等の教育活動を行いません。ただし、特別な理由で当該日（8月第2週の水・木・金）に閉庁できない場合は、校長の判断により代替日を設けてください。
- 学校閉庁日の職員の休暇取得時のサービス上の取扱は、年次休暇、特別休暇及び週休日の振替等で実施します。
- 管理職を含め、日直等は原則設けません。
- 市町村教育委員会は、管下小中学校についても、県立学校の学校閉庁日の設定を参考に同時期に設定するようお願いします。

3

学校閉庁日の緊急対応について



- 県立学校の学校閉庁日にかかる保護者や地域からの緊急連絡先は、沖縄県教育委員会とします。
- 市町村立学校については、所管する教育委員会をお願いします。
- 校長は閉庁日における緊急連絡に対応できるよう、校内の緊急連絡体制を整えてください。

4

リフレッシュウィーク（8月第2週）について



- 8月第2週をリフレッシュウィークと設定し、沖縄県教育委員会主催の研修会や校内研修、県内各団体主催の部活動等の大会をできるだけ実施しないようにします。これにより教職員が連続休暇を取得しやすい環境を整えることができます。



働き方改革Q&A

Q 1. 学校閉庁日は必ず休まないといけないのでしょうか。

A 1. 学校閉庁日は、教職員の心身の健康増進や家族生活の充実のため、長期休暇等を取得しやすい環境を整えるための取組です。この取組は、教職員が閉庁日（8月第2週の水・木・金）に自ら休暇等を取得して休むものですので、必ずしも教職員の出勤を妨げるものではありません。しかしながら、この取組は、教職員が心身ともにリフレッシュし、今後の教育活動に活力を与えるためのものですので、多くの教職員が活用し休暇を取得することで大きな効果が生まれると考えています。



(3) 定時退勤日の設定

現状と課題

- 沖縄県教育委員会は、これまでも各学校において週1回の定時退勤日（ノー残業デー）を設定するよう促してきました。
- 令和4年度は、県立学校で82.2%、小中学校で83.8%の学校が週1回以上の定時退勤日を設定しています。
- 教職員の時間外勤務の縮減と健康保持・増進のため、週1回の定時退勤日を確実に実施することが課題となっています。

業務改善の取組

1

定時退勤日の設定



- 時間外勤務の縮減を図るため、週1回の定時退勤日を設定します。県立学校は毎週水曜日を定時退勤日とします。
- 市町村立学校は市町村教育委員会単位で定時退勤日を設定してください。ただし、市町村教育委員会が所管する小中学校の定時退勤日は統一してください。

2

定時退勤日の取扱



- 緊急の業務が無い限り、全職員の定時退勤を励行します。
- 勤務時間外の教育活動等は校長が特に認めた場合を除き活動することはできません。また、校長は、定時退勤日に業務を認めた場合は、代替日を設け定時退勤を励行してください。
- 校長は職員朝会その他連絡方法を用いて、定時退勤日であることを全職員に周知してください。



県内学校の取組事例①：定時退勤日の活用

([教職員の業務の効率化に関するアンケート]より)
水曜日の定時退勤日に学校セットキーを5時にセットして退勤しています。
今後も支障のない範囲内で実践していく予定です。(小学校)

定時退勤日を週に2日設定し、いずれかで定時退勤できるようにして、その翌日に18時以降の在校者数を職朝連絡票に記載しています。また、試験的に月1回、全生徒総下校日を設け、会議等も一切入れない日としました。次年度以降は今年度の効果等を見て検討する予定です。

(高校)





働き方改革Q&A

Q 2. 定時退勤日を設定しても、持ち帰り業務が増えるだけではないですか。

A 2. 学校の業務量はそのままに、単に定時に帰ることが定時退勤日の目的ではありません。週1回の定時退勤を効果的に実施するためには、学校の業務量をスリム化する必要があります。たとえば校務文書をデジタル化し、共有サーバに保存して職員がすぐ利用できるようにしたり、学校行事の場合は、どのような手順で準備を進めるか、どのように行事を進らせるか等、引き継ぎ文書を作成してマニュアル化するなど、業務を効率化して時間の短縮に努めてください。

また、教育課程を含む教育活動全体を再度見直し、単に慣例的に行っている活動はないか、地域の人材を活用することができないか等、今行っていることを根本的に改めることも必要になると考えられます。教職員それぞれがタイムマネジメントを意識し、業務の効率化・勤務時間の縮減に向け取り組んでください。



業務の効率化については、第IV章の取組事例も参考にしてください！





(4) 県立学校の一般管理運営費予算の裁量予算制度の実施

現状と課題

- 学校予算はこれまで、学校側から予算要求資料を本庁の予算担当課へ提出し、当該予算の必要性について学校毎にヒヤリングのうえ査定し、個別に予算額等を決定していました。
- 歳入財源は授業料収入等が充てられていますが、少子化等の影響により歳入財源の減少が予想されています。
- 一方で、光熱水費の値上がりや老朽化した備品の更新等により歳出は増加傾向にあるため、これまでの予算要求及び執行方法を見直す必要があります。

業務改善の取組



裁量予算制度の実施



- 学校予算を「義務的経費」と「学校裁量予算」に区分し、「学校裁量予算」については、学校が自由に予算費目を設定できるようにしました。
- 学校の実情に合わせて自由に予算細目を設定できるため、学校の変化に柔軟に対応することが可能となり事務負担の軽減が期待されます。



(5) 県立学校の校務支援システムの充実

現状と課題

- 校務支援システムについては、平成14年度から県立高等学校にて稼働し、また、平成28年9月から新システムに移行して、校務の情報化・効率化、及び教員の業務効率化・負担軽減に努めています。
- 平成30年度には、特別支援学校において、校務支援システムを導入しました。
- 校務用PCについては、平成24年度から毎年、整備した機器を順次更新しており、令和3年度においては、高等学校における整備率が143.1%、特別支援学校における整備率が121.1%となっています。

業務改善の取組



校務支援システムの充実による教職員の負担軽減



- 平成29年度に特別支援学校の校務支援システムを構築し、平成30年度には本格稼働を行っています。期待される効果は、以下の通りです。
 - ア) 働き方改革を推進するため、校務の効率化、教職員の事務負担の軽減
 - イ) 幼児児童生徒個々の障害の状態等に応じた教育の充実、個人情報セキュリティ向上
 - ウ) 指導要録等の活用による教職員間及び関係機関等との連携推進
- 校務支援システムについては、県立総合教育センターと連携し、効果的運用のための研修を行います。
- 校務用PCについては、令和2年度に1,118台、令和3年度に2,490台を調達し、順次更新を行っています。



県内学校の取組事例②：校務支援システムの活用

([教職員の業務の効率化に関するアンケート]より)

校務支援システムを利用して、職員朝会の連絡事項をペーパーレスで行っています。修正、印刷、帳合、製本、配布、保管などの業務が格段に少なくなりました。また、施設予約のシステムを使い、物の予約（プロジェクター、学校車、ミシン）や学習支援員の動向、特別支援員の動向などを把握できるようにしました。ホワイトボードを利用した従来の予約システムとは違い、職員室でなくても、確認ができるようになり、職員の動きに無駄がなくなりました。校務支援システムの掲示板システムを利用し、回覧板をなくし、業務を減らしています。(小学校)



(6) 業務改善等のフォローアップ

現状と課題

- 平成25年6月にサービスと健康管理について、学校長のリーダーシップのもと、勤務時間の把握や長時間勤務者への助言、年休取得の促進、教職員の負担軽減について取り組むよう市町村教育委員会あて通知しました。
- 業務改善のフォローアップとして、平成20年度から県立学校及び市町村立学校に対し、「教職員の業務の効率化（負担軽減）に関する実態調査」を毎年実施しています。令和2年度からは質問内容を大幅に精選して、「教職員の業務の効率化（負担軽減）に関するアンケート」に名称を変更しました。
- 平成30年度からは、アンケートを電子化して、回答、集計作業の効率化、負担軽減を図っています。
- 市町村立学校についても、教職員のサービスと健康管理を学校長だけに頼るのではなく、市町村教育委員会のリーダーシップのもと組織的な取組が必要となっています。
- 沖縄県教育委員会実施の「教職員の業務の効率化に関するアンケート」については、教職員の業務改善の状況を把握するため、継続実施する必要があります。

業務改善の取組

1 市町村教育委員会との連携



- 各教育事務所で開催する市町村教育長協議会等の中で、市町村教育委員会のリーダーシップのもと、学校現場における業務改善に取り組んでいきます。
- 各教育事務所で、地区教職員業務改善推進会議を開催し、実務的な情報・行動連携を図ります。
- 各教育事務所人事担当者会議において、学校現場の業務改善の推進について協議（取組状況等の情報共有）を行います。

2 実態調査の継続実施



- 「教職員の業務の効率化に関するアンケート」については、調査項目を見直しながら、教職員の業務改善に資するよう引き続き実施していきます。
- 沖縄県教育委員会は、本推進プランの策定を受け、市町村教育委員会に対し、所管する市町村立学校の業務改善状況についてフォローアップしていきます。

